

第 3 編

風水害等共通対策編

第 1 章 災害予防計画

第1節 基本方針

1 計画の基本的な考え方

近年は、台風や集中豪雨による洪水、土砂災害等の被害が全国各地で発生している。こうした気象災害は、様々な被害をもたらすものであるが、事前の予防対策をとることで、被害をできるかぎり抑えることが可能である。この計画は、風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、事前に実施すべき防災対策について定めるものであり、以下の方針を基本とするものである。

2 風水害対策の具体的方針

(1) 水害予防対策

① 気象情報等の収集及び伝達

ア 気象情報の収集

町は、山形地方気象台から発表される気象予警報情報等を県防災無線FAXやその他の手段により収集する。特に降雨等について特に詳細な情報を必要とする場合は、山形地方気象台から直接収集するものとする。

イ 気象情報の伝達

町は、住民に対する気象予警報情報等の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するものとする。

② 公共機関の防災体制の整備

防災関係機関は、情報の収集、解析、実動機関の連携活動、交通通信機能の維持復旧等について、相互協力に関する計画を予め定めておくとともに、被災地の内外にわたる広域的な活動体制の整備についても所要の計画を策定する。

③ 自主防災体制の確立

地域において効果的な避難、救助等が出来るよう、地区等を母体とした自主防災組織の育成強化を推進し、地域防災力の強化を図る。また、学校や医療施設、社会福祉施設等多数の人の利用する特殊建築物については、関係機関と連絡を密にしながら、自主防災体制の整備を図り、効果的な避難等が出来るよう防災責任者を定めるものとする。危険物施設についても同様とする。

④ 河川等の管理体制の強化

町は、国、県と連絡を密にして、町内を流れる置賜白川をはじめとする各河川の災害危険箇所等について定期的な巡視、点検を行い、河川管理体制の強化を図るものとする。

⑤ 水防用資機材の整備

町は、水防用資機材の整備、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持及び管理に努めるものとする。

⑥ ハザードマップの作成、提供

町は、河川の堤防が決壊した場合の浸水想定区域や指定避難場所等の情報を示した洪水ハ

ザードマップを作成し、住民に公表することにより、水害時における速やかな避難や水害に対する意識について啓発を図るものとする。

(2) 土砂災害予防対策

① 土砂災害警戒区域の指定

本町の土砂災害警戒区域は、資料編に掲載するものとする。町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに情報収集、伝達体制及び警戒避難体制、避難場所及び避難経路、避難訓練、防災上の配慮を要する者が利用する施設に関する事項について定め、地域住民に周知徹底を図るものとする。

② 土砂災害予防体制の強化

ア 危険区域の周知

町は、地域防災計画に掲載した危険箇所について、住民及び要配慮者利用施設の管理者に公表し、周知徹底を図るものとする。

イ 危険区域のパトロール強化

(ア) 指定されている危険箇所については、定期的なパトロールを行い、特に土砂災害が発生しやすい6月～9月期においては、防災関係機関とともにパトロールを実施するものとする。

(イ) 長雨や集中豪雨等により災害発生の危険性が高いと判断される場合は、災害発生の予想される箇所の自主防災組織に気象情報を伝達し、被害防止の警戒と災害発生時の通報、避難体制の確立を要請し、随時防災関係機関や関係住民によりパトロールを実施するものとする。

③ 土砂災害防止対策事業の推進

土砂災害から住民の生命を保護するため、関係制度の有効活用のもと、災害防止工事の推進を図るものとする。

ア 地すべり災害予防

イ 土石流災害予防

ウ 急傾斜地崩壊災害予防

エ 山地災害予防

④ ハザードマップの作成、提供

町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域や指定避難場所等の情報を示した土砂災害ハザードマップを作成し、住民に公表することにより、土砂災害時における速やかな避難に対する意識について啓発を図るものとする。

第2節 災害予防と減災対策への住民の取り組み

災害発生時には、行政機関、防災機関自らも被災するため、有効な災害対策を展開するまでにはある程度の時間を要することになる。また、複合的な被害が同時に発生することも予測され、全ての面において行政が直ちに対処することは極めて困難となる。このことから住民は、「自らの身は自らで守る」という自助と「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識を持ち、災害予防と減災に向けた取り組みを進め、自分や家族、地域住民の命を守ることはもとより、物的被害の軽減に努めるものとする。

1 日常における予防活動

大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町は、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

また、地域における多様な主体の関わりの中で防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発及び訓練

① 防災教育・訓練等への参加

- ア 町の災害に対する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ 日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深める。
- ウ 防災に関する講習会、学習会への積極的参加
- エ 次世代への災害被災経験の伝承
- オ 各家庭での事前対策及び地震発生時の行動に関する話し合い
- カ 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- キ 自主防災組織等による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

② 自主防災組織の育成

- ア 自主防災組織等における活動を通じて、防災知識の普及を進める。
- イ 防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動への参加による、防災知識及び技術の習得

③ 防災のまちづくり

- ア 住民は、日頃から地域の防災上の課題等を把握する。
- イ 災害につよい、防災のまちづくりを実現するため、住民がアイデアを出し合い実践するなど、自発的なまちづくりへの参加

(2) 自宅に対する取り組み

水深が50cmを超えるような状況の下で無理に避難所へ避難しようとする、遭難する危険性が高まる。そのような場合は、自宅の上階に避難する形で危険を回避する。また、土砂災害により立退き避難の余裕がない場合や立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の上階に屋内避難することも視野に入れ危険を回避する。

なお、こうした避難をした場合は、危険が早急に解消されない等により、半日程度その場にとどまることを想定し、ラジオ、懐中電灯、食料、飲料水、毛布など最低限の備えをして

おくものとする。また、物的被害を軽減させるだけでなく、人命の保護のため自宅の耐震補強や家具の固定など、事前の耐震、耐災への取り組みを行うこととする。

(3) 避難対策の強化

自らの責任において、自身と保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

① 避難対策

- ア 災害時の避難場所及び安全な避難経路の確認
- イ 災害時の家族・社員等の連絡方法の確認
- ウ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段の用意
- エ 避難情報(勧告・指示)の意味の正しい理解
- オ 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる関係の構築
- カ 町と協働で避難所を運営できるよう、訓練への積極的な参加

② 食料・生活必需品の確保

- ア 各家庭において、家族の3日分程度の食料や飲料水等の備蓄
- イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合の3日分程度の分量確保
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- エ 懐中電灯等、停電時に備えた照明器具の確保
- オ 石油ストーブ等、停電時も使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- カ その他、家族構成に合わせた、震災時に必要な物資の備蓄

③ 要配慮者への配慮

- ア 町・県・民生委員・自治組織・自主防災組織等と協力した、在宅の要配慮者への情報伝達、安否確認や避難誘導等の支援
- イ 町・県・民生委員・自治組織・自主防災組織等と協力した要配慮者と近隣住民相互の共助意識の向上

(4) 土砂災害及び河川災害に対する警戒

① 土砂災害

- ア 平常時における土砂災害の前兆現象への注意
- イ 前兆現象を確認した場合は、直ちに町、県や警察署へ連絡する。
- ウ ハザードマップ等により、あらかじめ避難路や避難場所について確認する。

【土石流の前兆現象】

- ・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れる音が聞こえる場合
- ・溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざり始めた場合
- ・降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合
- ・溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

【急傾斜地崩壊の前兆現象】

- ・斜面から新たに水が吹き始めた場合
- ・普段流れている湧水の量が急に变化し始めた場合
- ・斜面から小石がパラパラと落ち始めた場合

- ・斜面にひび割れが起きた場合
- ・樹木が揺れたり、倒れたりした場合
- ・地鳴りや山鳴りがする場合

② 河川災害

- ア 平常時における堤防の漏水や亀裂などの前兆現象への注意
- イ 前兆現象を確認した場合は、直ちに町、県や警察署へ連絡する。
- ウ ハザードマップ等により、あらかじめ避難路や避難場所について確認する。

(5) 火災の予防

- ① 強風時における火の取扱いの注意
- ② 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置
- ③ カーテン、じゅうたん等における防災製品の使用

(6) 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理

(7) 自主防災組織や町等が実施する消防訓練等への積極的参加

(8) 救急救助・医療救護への協力

① 救急救助

災害時に地域の消防団員等と協力して地域の被害軽減を図るため、平常時からの地域や自主防災組織等における協力体制の強化

② 医療救護

医療救護活動の負担軽減のため、災害時に持ち出せるよう、定期的に服用している薬や常備薬の準備

(9) ライフラインに関わる予防活動

① 電話

災害発生時、及び災害の発生により被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておくものとする。

② 電力

- ア 夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の準備
- イ 電力供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- ウ 冬期間の災害に備えた石油ストーブ等の確保

③ ガス

- ア 災害発生時取るべき安全措置方法を理解し、自宅等のガス設備の安全対策の実施
- イ ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の災害対策
- ウ ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- エ 積雪時の災害発生に備えた、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪

④ 上水道

- ア 概ね3日間に必要な飲料水(1日1人3ℓを目安)の備蓄
- イ 積雪時の災害発生に備えた、水道メーター周辺の除雪

2 積雪期における心構え

- (1) 屋根に積もった雪の早期除雪
- (2) 玄関等の出入り口の確保
- (3) 暖房器具、灯油の安全確認
- (4) 道路除雪の妨げとなる路上駐車をしない。

第3節 職員の配備体制の整備

町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期するため、町は、平常時から職員の動員・配備計画等の体制を整備しておく。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第3節「職員の配備体制の整備」を準用する。

第4節 相互応援体制の整備計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、町単独では十分な応急・復旧対策を実施することが困難になった場合に備え、他の地方公共団体相互との広域的相互応援体制の整備充実を図り、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時には、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第4節「相互応援体制の整備計画」を準用する。

第5節 消防体制の整備計画

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防機関による消防活動体制を整備・強化し、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立する。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第5節「消防体制整備計画」を準用する。

第6節 防災知識の普及計画

町及び防災関係機関は、職員に対しマニュアル等の作成・配布や防災訓練等を通じて防災知識の普及に努めるとともに、住民に対しても、広報や講演会、防災教育等を通じ防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、啓発に努め、「自らの身は自らで守る」という自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努めるものとする。

1 防災関係機関職員に対する防災教育

※ 第2編震災対策編第1章第6節「1 防災関係機関職員に対する防災教育」を準用する。

2 住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合、すべての応急対策において行政が対応することは困難であり、住民の自主防災意識と行動が重要となることから、町は、防災訓練や啓発活動を通して住民に対する防災知識の普及を図るものとする。

また、地域における多様な主体の関わりの中で防災意識の普及を図る。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得として、次の事項について啓発を行う。

① 災害発生前の準備等についての啓発事項

- ア 住宅の安全点検
- イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の準備
- エ 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- オ 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- カ ペットとの同行避難や避難所での飼養を想定したしつけの実施
- キ 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

② 危険区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）の作成に努め、住民等に周知する。

③ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- ア 応急救護の方法
- イ 通信系等の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- ウ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- エ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発の方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、ホームページの活用等を促進すると共に、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災意識と自助を基本とした防災意識の啓発を促進する。

また、地域における自主防災組織、自治組織、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

(3) 社会教育を通じた啓発

地区公民館で主催する研修会や、社会教育団体等が主催する研修会等を通じ、住民に災害危険箇所の周知や地震発生時の対処方法、避難場所の確認、初期消火や救出救助方法など防災に関する知識の普及・啓発を図るとともに、町主催の行事等あらゆる機会をとらえ、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(4) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

3 事業所等に対する防災知識の普及

町は、大規模災害が発生した場合に地域において事業所等との連携活動が重要となることから、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に対し、防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進するものとする。

(1) 啓発の内容

災害に備えた普段の心得として、次の事項について啓発を行う。

① 災害の備えについての啓発事項

- ア 住宅の安全点検
- イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の準備
- エ 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- オ 地域住民との協力体制の構築

② 危険区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）の作成に努め、事業所等に周知する。

③ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- ア 応急救護の方法
- イ 通信系等の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- ウ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- エ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発の方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスターの配布やホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対し、防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を推進する。

4 要配慮者等に対する防災知識の普及

- ※ 第2編震災対策編第1章第6節「4 災害時要援護者等に対する防災知識に普及」を準用する。

5 学校教育における防災教育

- ※ 第2編震災対策編第1章第6節「5 学校教育」を準用する。
ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に、「地震災害」を「災害」に読み替える。

6 防災上特に注意を要する施設における防災教育

- ※ 第2編震災対策編第1章第6節「6 防災上特に注意を要する施設における防災教育」を準用する。

第7節 地域防災力の強化計画

災害発生時において被害を防止、軽減するためには、行政や公的機関による防災活動(公助)のみならず、消防団、地域住民、事業所等による自発的かつ組織的な防災活動(共助)が極めて重要である。町は、災害対策基本法第5条第2項に基づき、災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域、施設、事業所等における自主的な防災組織の育成・整備を推進するものとする。

1 自主防災組織の育成

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第7節「1 自主防災組織の育成」を準用する。

2 企業(事業所)等における防災の促進

町は、企業(事業所)等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画(BCP)の策定促進を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

(1) 事業所等における自衛消防組織の育成

① 育成の方針

次の施設を管理する企業(事業所)等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- ア 中層建築物、小売店、旅館及び学校等、多数の者の出入り又は居住する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的な防火活動を行う必要がある施設

② 育成強化対策

ア 消防法に基づく指導

町は、消防本部と連携し、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

町は、消防本部と連携して、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織の設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

③ 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消防用設備等の維持及び管理
- (ウ) 各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 避難誘導活動の実施等
- (ウ) 救護、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(3) 企業等における帰宅困難者対策の促進

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第 8 節 災害ボランティア受入体制整備計画

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲や長期に及ぶ場合、自発的な応援活動を行うボランティアの存在は発災直後から復旧過程において非常に重要な役割を果たすこととなる。

町では、災害発生後にボランティアとして活動する者が集まった場合の窓口や活動内容等の受入体制について平常時から整備するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備に努める。

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 8 節「災害ボランティア受入体制整備計画」を準用する。

第 9 節 防災訓練計画

防災活動に対する意識の高揚と、技術の習得を推進し、災害発生時の初動体制や応急対策等を的確かつ円滑に実施するために、県、防災関係機関、地区組織、自主防災組織等との連携を図りながら、図上又は現地において総合的かつ計画的な防災訓練を実施する。

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 9 節「防災訓練計画」を準用する。

第 10 節 避難体制整備計画

大規模な災害が発生した場合において、地域住民が安全かつ計画的に避難できるよう、町は平常時から、避難場所の安全確保及び誘導方法等について必要な体制の整備を行うとともに、避難所としての機能の整備、充実に努める。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第10節「避難体制整備計画」を準用する。

1 避難場所及び避難所指定と事前周知

町は、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（公園、緑地、グラウンド等）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）（以下「避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、地域防災計画に定めるとともに、住民への周知徹底を図る。

(1) 避難所等の定義

① 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ市町村地域防災計画で指定した場所をいう。

指定緊急避難場所については、市町村は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

② 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ市町村地域防災計画で指定した施設をいう。

指定避難所については、市町村は、以下の事項を満足する施設を指定する。

- ・避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する
- ・速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する
- ・避難所の開設が必要となった場合に、迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有する
- ・災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある
- ・水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する、または、災害の発生が想定される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さ

に避難者を滞在させることが可能である施設。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

(2) 避難所等の指定

町は避難所等を指定するにあたり、次の事項を留意する。なお、緊急避難場所については災害の種類ごとに定めるものとする。

① 地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきかを明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保する。

また、一旦避難した避難所等に更に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難区域を指定すること。

② 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む。）をすべて収容できる面積を確保すること。また、観光客の収容も考慮して避難所等を整備する。

参考：避難場所で1～2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度が目安とする。

③ 延焼、地すべり等二次災害の危険性がないこと。避難所は十分な耐震強度を確保すること。

④ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

⑤ 人員、物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

⑥ 避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合直ちに開設できる体制を整備すること。

⑦ 避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とする。但し、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑丈な建物とする。

⑧ 町は、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

⑨ 町は、学校を避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。学校施設の避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

⑩ 町は、指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

(3) 避難路の設定及び安全確保

町は、避難場所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

① 避難場所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、崖くずれ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

② その他の道路についても、道路に面する家屋や構築物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

(4) 避難所等及び避難方法の事前周知

町は、避難場所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図るものとする。

- ① 避難場所案内板等の設置
- ② 広報紙、ハザードマップ、チラシの配布等
- ③ ホームページへの掲載
- ④ 防災訓練等の実施

(5) 公共用地の活用

町は、公共用地について、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。

2 避難勧告等発令体制の整備

町は、災害時に適切な避難勧告等ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努める。

また、避難勧告等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

町は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(1) 避難勧告の発令基準の策定

- ① 避難勧告等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

項 目	洪 水	土 砂 災 害
① 対象とする災害及び警戒すべき区間等	避難行動をとる必要がある河川とその区間の特定（ハザードマップ等、河川や内水発生等の特徴に関する情報）	土砂災害警戒区域及びその周辺
② 避難すべき区域	水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定 (避難行動要支援者に関する情報)	土砂災害警戒区域を原則とし、同一の避難行動をとるべき地区単位の設定（孤立箇所、自主防災組織、避難行動要支援者等地区の実情を考慮）
③ 避難勧告等の発令の判断基準等	1) 避難所等へ避難するため必要な時間を掌握	土砂災害警戒情報、近隣での土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況

	2) 避難すべき区域ごとに避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準や考え方を策定	等を用いた発令基準の設定
④ 避難勧告等の伝達方法	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）
⑤ 災害特性等	外水氾濫、内水氾濫（水門操作のタイミングや水路の状況）など	1) 局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的被害が発生しやすい。 2) 深層崩壊など想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生状況や前兆現象等状況把握に努め、避難勧告等の発令を判断する。

② 町は、マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動や具体的かつ確実な伝達手段（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。

【避難勧告等の発令・伝達体制の整備】

町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ア 町長が不在時の発令代行の順位
- イ 発令の判断に必要な気象情報等の確実な入手体制の整備
- ウ 災害種別に応じた避難所等・避難経路の事前の選定

3 避難所等に係る施設、設備、資機材、食料等の整備

町は、避難場所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努めるものとする。

- (1) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備
- (2) 地域完結型の備蓄施設（既設施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）及び毛布等の生活必需品
- (3) 要配慮者に配慮した避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備
- (4) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備。
- (5) 更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備

4 避難行動要支援者の避難支援計画

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第10節「4 避難行動要支援者支援避計画」を準用する。

5 避難誘導體制の整備

町は、避難勧告等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

町は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、保育所、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておくものとする。

- ① 防災情報の入手体制
- ② 地域の実情に応じた避難所等及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達方法
- ③ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制
- ④ 集団的に避難する場合の避難場所等の確保、保健衛生対策及び給食実施方法
- ⑤ 施設利用者の受入れに関する災害協定を締結した施設等
- ⑥ 保護者等への安否の連絡体制、及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

中層建築物、小売店、旅館、駅その他の不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、避難計画を策定しておくものとする。

- ① 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- ② 利用者の施設外への安全な避難誘導
- ③ 避難所等に係る町との事前調整

7 福祉避難所の指定

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第10節「7 福祉避難所の指定」を準用する。

第 1 1 節 救助・救急体制整備計画

大規模災害が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場において、多くの被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、自主防災組織、消防機関、防災関係機関、町がそれぞれ連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 1 1 節「救助・救急体制整備計画」を準用する。
ただし、「地震」を「災害」に読み替える。

第 1 2 節 火災予防計画

地震による火災発生等の二次災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るために、町や消防機関などが実施する火災予防体制の整備を行う。

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 1 2 節「火災予防計画」を準用する。

第 1 3 節 医療救護体制整備計画

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、医療機関の機能低下や交通の混乱等による困難な条件の下で、応急的に適切な医療を提供するため、町及び関係機関があらかじめ必要な医療救護体制の整備を図る。

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 1 3 節「医療救護体制整備計画」を準用する。

第14節 防災用通信設備整備計画

災害時における住民への情報伝達、防災関係機関相互の連絡及び災害現場との通信を迅速かつ的確に行うための手段等を確保するため、通信設備及び体制を整備する。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第15節「防災用通信施設整備計画」を準用する。

1 防災用通信設備の整備状況

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第15節「1 防災用通信設備の整備状況」を準用する。

2 通信施設の災害予防対策

防災関係機関は、災害時の通信に支障のないよう、次の予防措置を講ずる。

(1) 停電対策

商用電源停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等の整備をする。

(2) 障害対策

回線の多ルート化及び関連機器の二重化を推進し、災害に強い伝送路の構築に努める。

(3) 運用対策

災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練に努める。

通信施設は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行い、非常用発電設備については、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行うものとする。

3 通信機器の必要数の確保

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第15節「3 通信機器の必要個数の確保」を準用する。

4 電気通信設備等の活用

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第15節「4 電気通信設備等の活用」を準用する。

第 1 5 節 地盤災害等予防計画

災害による地すべり、崖崩れ等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、これらの危険箇所の現状を把握し、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策を実施する。

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 危険箇所の調査・点検

町は、県が調査、点検をした地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険箇所について県及び関係機関の協力を得て、定期的に危険度を把握するための調査・点検を行うこととする。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知

町は、県から危険箇所の資料や情報により点検し、これらの危険箇所について町地域防災計画に明記するとともに、平成13年4月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに警戒・避難体制の整備に関する事項について定め、住民に周知徹底を図るものとする。

2 防災体制の整備

(1) 推進体制の強化

町は、防災関係機関は連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

(2) 観測、情報収集・伝達体制の整備

町及び防災関係機関は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、気象等の観測、情報の提供、収集及び伝達に係る施設の整備を図るとともに、災害若しくは警戒避難に係る情報の通報、周知及び伝達体制についても併せて整備を推進する。

町は、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、広報車は、豪雨時に聞こえにくいという問題を考慮した複数の伝達手段の確保等）を整備する。

(3) 警戒避難体制の整備

町は、地域防災計画に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに、避難場所及び避難経路、避難訓練、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合避難所等に関する事項、その他の警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

なお、避難所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

3 国土保全事業等の推進

(1) 緊急用資機材の確保

町は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

(2) 地盤沈下の防止

町は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正確保を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

第 1 6 節 孤立集落対策計画

地震の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、現状を掌握し、孤立した際の援護が届くまでの自立を前提に、防災体制の整備を行う。

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 1 7 節「孤立集落対策計画」を準用する。

第 1 7 節 町の防災化計画

住宅整備や道路橋梁整備、公園・緑地整備を通して、災害が発生した場合に迅速かつ的確に災害対策活動が行えるよう、町の防災化を計画的に進める。

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 1 8 節「町の防災化計画」を準用する。

第 18 節 建築物災害予防計画

災害による建築物災害の未然防止と被害の軽減を図るため、庁舎、学校等の防災上重要な公共建築物並びに一般建築物等の不燃性の強化を促進する。

1 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。そのため、町は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進するものとする。

(1) 既存建築物に対する改善指導

町は、建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる建築物安全確保と施設の改善指導を行う。

2 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

① 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

- ア 災害対策本部が設置される施設(役場庁舎等)
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設(福祉施設、医療施設等)
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設(消防分署等)
- エ 避難収容施設(公民館、学校等)
- オ 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム等)

② 防災対策の実施

①に掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

ア 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努めるものとする。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能強化に努めるものとする。

- (ア) 配管設備類の固定強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の安全性能の向上

ウ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台

帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努めるものとする。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

宿泊所、商店など、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、次の(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努めるものとする。

(3) 一般建築物の災害予防対策

① 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

② 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性確保の指導・啓発

③ 水害常習地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される侵水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板設置等の指導

第 19 節 輸送体制整備計画

災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、迅速かつ効率的な輸送体制を整備する。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第20節「輸送体制整備計画」を準用する。

第20節 交通関係施設災害予防計画

災害による道路、鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

1 各施設に共通する被害予防対策

交通施設等の管理者は、地震発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑にできるよう、平素から施設の定期点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、長井盆地西縁断層帯の国の地震調査委員会調査結果を考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

(3) 復旧資機材の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

2 道路の災害予防対策

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第2.1節「2 道路の災害予防対策」を準用する。

3 鉄道施設の災害予防対策

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第2.1節「3 鉄道施設の災害予防対策」を準用する。ただし、(2) 防災体制の整備中、「緊急地震速報受信装置等」の整備を除く。

第 2 1 節 農地・農業用施設災害予防計画

災害による農地・農業用施設の被害を防止し、その被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるように災害予防対策を行う。

1 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するために、耐震基準に基づく施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

2 用排水路施設の災害予防対策

用排水施設の管理者、主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、排水量等を考慮して設計・施工されているが、不十分な施設については、技術基準等に基づき適切な機能が確保されるよう整備を図る。

3 ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、ため池の規模、構造及び老朽化の度合い等を内容とする台帳を整備するとともに、老朽化の著しいもの及び洪水吐機能の不足するものについて現地調査を行い、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

第 2 2 節 電力供給施設災害予防計画

災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ラインの確保のため、町は、電気事業者(東北電力株式会社)が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。

* 本節については、第2編震災対策編第1章第23節「電力供給施設災害予防計画」を準用する。

第 2 3 節 電気通信施設災害予防計画

電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、町は、電気通信事業者(N T T東日本山形支店)が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第24節「電気通信施設災害予防計画」を準用する。

第 2 4 節 上水道施設災害予防計画

大規模な地震が発生した場合の水道の漏水・断水等を最小限にとどめるため、町及び水道事業者が実施する災害予防対策について定める。

1 防災体制の整備

水道事業者は、次により防災体制の整備を行う。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの作成

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアルを策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

- ① 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査、復旧計画の立案、耐震継手を使用する管の施工等の現場技術を向上し、熟練した技術者の養成、確保に努める。
- ② 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練、情報伝達、施設の点検訓練、応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他からの応援者が迅速に応急活動を実施できるようにするため、基本的な水道システム図、施設図、管路図、拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数等の情報等を盛り込んだ応急復旧図面等を整備する。

(5) 関係行政機関等との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両の緊急通行車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等と連携体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の確立

町は、本部の通信網の整備と合わせて無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアルや緊急時連絡先一覧表を作成し、緊急時連絡体制の確立に努めるものとする。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備の燃料の備蓄及び水道用薬品の適切な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

2 防災広報活動の推進

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 2 5 節「2 防災広報活動の推進」を準用する。

3 上水道施設の災害予防措置

水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、特に過去の風水害等により被災した経験のある場合には、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震化を推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の耐震整備

- ① 軟弱地盤における地盤改良
- ② 避難所等及び給水拠点を中心とした耐震性貯水槽、大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
- ③ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
- ④ 老朽管路の計画的な更新
- ⑤ 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

(2) バックアップシステムの構築

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- ① 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- ② 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電装置)
- ③ 隣接水道事業者施設との連結管設置によるバックアップシステムの構築
- ④ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
- ⑤ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

(3) 機械設備や薬品管理における予防対策

- ① 振動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
- ② 水道用薬品の適正な寮の備蓄

4 災害復旧用資機材等の整備

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第25節「5 災害対策用資機材の整備」を準用する。

5 生活用水源の確保

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第25節「6 生活用水源の確保」を準用する。

第 2 5 節 下水道施設災害予防計画

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするため町が行う災害予防対策について定める。

1 防災体制の整備

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 2 6 節「1 防災体制」を準用する。

2 広報活動

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 2 6 節「2 広報活動」を準用する。

3 下水道施設の災害予防対策

下水道事業者は、次により下水道施設の浸水対策及び安全確保対策を実施する。

(1) 浸水対策

① 耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

② 耐水対策の計画、設計及び施工

(2) 安全性の確保

① 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に、漏水や湧水など変状が発生する危険性が高い場所を把握する。

② 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業が有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(3) 浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、処理場における流入・放流ゲートは河川水位等を十分考慮に入れた構造とする。

また、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造を採用する等、計画・設計時に考慮する。

(4) 長時間停電対策

① 非常用発電機（可搬式）の確保

停電対応として、最低必要台数を備品として確保しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における非常用発電機の優先借受について協定を締結することを検討する。

② 燃料の確保

非常用発電機及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定を締結することを検討する。

4 災害復旧用資機材等の確保

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 2 6 節「4 災害復旧用資機材等の確保」を準用する。

第 26 節 危険物等施設災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質(以下「危険物等」という。)に係る事故の発生又は災害による拡大を防止するため、関係機関と連携した保安体制の強化、施設の適正な維持管理等の保安措置対策を講じるとともに、保安教育や防災思想の啓発を行う。

1 危険物施設等の安全対策

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第27節「1 危険物施設の安全対策」を準用する。ただし、震災対策編の「維持し耐震性の確保」を「維持」に読み替える。

第 27 節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品等(以下「食料等」という。)の備蓄及び調達体制の整備を図る。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第28節「食料、飲料水及び生活必需品等の確保」を準用する。

第28節 文教施設における災害予防計画

災害発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全確保と、施設及び収蔵物等の適切な保全のため、災害予防計画を定める。

1 学校の災害予防対策

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第29節「1 学校の災害予防対策」を準用する。

ただし、震災対策編の「地震」を「災害」に読み替え、震災対策編の「7 施設の耐震性の強化」を除く。

2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて内容等を職員に周知しておくものとする。

(2) 自衛防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておくとともに、担当職員が不在の場合の代行措置についてもあらかじめ明確にしておくものとする。

(3) 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に的確に状況等を伝達し、迅速かつ安全に施設外に避難させるため、館内放送設備等の情報伝達手段の充実に努めるとともに、必要に応じ避難経路の表示を増やす等の措置を講ずるものとする。また、避難誘導の手段及び方法についても検討し、避難体制を確立しておくものとする。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとるものとする。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図るものとする。

① 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、敷地全般にわたる排水施設やがけ崩れ、土砂流出防止施設等の整備及び危険対策を促進する。

② 収蔵物を火災、浸水及び転倒から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第 2 9 節 要配慮者の安全確保計画

災害発生時において、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、町や防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が相互に連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 3 0 節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第 3 0 節 積雪期における災害予防計画

積雪期の災害は、他の季節に発生する災害に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想されるため、町及び防災関係機関は除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減を図る。

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 1 章第 3 1 節「積雪期における地震災害予防計画」を準用する。

第 3 編

風水害対策編

第 2 章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部の組織

大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、町及び防災関係機関は緊密な連携を図り、災害の拡大を防止するための活動体制を定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第1節「災害対策本部の組織」を準用する。

第2節 職員の動員配備体制

災害の応急対策の迅速化を図るため、災害対策本部の中心となる町職員の動員体制について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第2節「職員の動員配備体制」を準用する。

第3節 広域応援計画

大規模な災害が発生し、本町での災害応急対策の実施が困難な場合は、県、他市町村、民間団体及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を実施し、災害の拡大を抑止する。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第3節「広域応援計画」を準用する。

第4節 被災県等への広域応援計画

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な地震発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第4節「被災県等への広域応援計画」を準用する。
ただし、起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。

第5節 広域避難計画

地震による大規模な地震発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第5節「広域避難計画」を準用する。
ただし、起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入体制等について定める。

- ※ 本節については、第2編震災対策編第2章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。
ただし、「5 自衛隊自主派遣」では、震災対策編の「震度5弱以上の地震が発生した場合又は」を除く。

第7節 県消防防災ヘリコプターの活用

災害発生時において、機動性に優れた県消防防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域かつ機動的な活動を行う。

- ※ 本節については、第2編震災対策編第2章第7節「県消防防災ヘリコプター活用」を準用する。

第8節 災害ボランティア活動支援計画

災害発生時に増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、町と社会福祉協議会が連携し実施するボランティアの受入れ及びその活動支援対策について定める。

- ※ 本節については、第2編震災対策編第2章第8節「災害ボランティア活動支援計画」を準用する。
ただし、震災対策編の「地震」、「地震発生」を「災害」、「災害発生」に読み替える。

第9節 通信計画

災害発生時における被害状況の把握や被災者の救助活動など、災害応急対策の基本となる情報収集・伝達活動を迅速かつ確に実施するため、町が行う通信手段の運用及び通信方法について定め、さらに防災関係機関及び通信事業者の協力を得るものとする。

- ※ 本節については、第2編震災対策編第2章第9節「通信計画」を準用する。
ただし、震災対策編の「地震」、「地震発生」を「災害」、「災害発生」に読み替える。

第 10 節 気象情報等伝達計画

災害による被害を最小限にとどめるため、国、県、町及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び住民等に伝達するための方法について定める。

1 特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

* 「村山」、「置賜」、「庄内」、「最上」はそれぞれ一次細分区域を示す。

飯豊町	都道府県予想区	山形県		
	一次細分区域	置賜		
	市町村等をまとめた区域	西置賜		
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
噴火警報	火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合		
緊急地震速報	地震（地震動）	震度 6 弱以上の大きさの地震動予想される場合		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 60mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	99
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 60mm
			流域雨量指数基準	置賜白川流域 = 25 小屋川流域 = 9 小白川流域 = 9
			複合基準	—
暴風		平均風速	18m/s	

	暴風雨	平均風速	18m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ40cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ45cm	
	波浪	有義波高	—		
	高潮	潮位	—		
注意報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 40mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	74	
	洪水		雨量基準	1時間雨量 40mm	
			流域雨量指数基準	置賜白川流域=13 小屋川流域=7 小白川流域=7	
			複合基準	—	
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ25cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高	—		
	高潮	潮位	—		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最少湿度30% 実効湿度65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度70%、風速10m/s以上			
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ30cm以上で肘折の積雪100cm以上 ②山形地方気象台の日平均気温5℃以上で肘折の積雪180cm以上 ③山形地方気象台の日最高気温5℃以上で肘折の積雪300cm以上 ④12月は日降水量30mm以上で肘折の積雪100cm以上			
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高いとき				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃ 以上で低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上のとき ②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

【特別警報・噴火警報・緊急地震速報】

これらの警報・速報は、尋常でない重大な災害が起こる可能性が非常に高く、ただちに

命を守るための行動をとるような緊急事態を示す。

【警報・注意報基準一覧表の見方】

- ① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村に対して発表する。
- ② 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雨警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- ③ 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雨警報、強風注意報、風雪注意報、および記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ④ 表中において、気象庁が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- ⑤ 表中において、対象の市町村で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を一で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を一で、それぞれ示している。
- ⑥ 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は、「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達することが予想される場合は、「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達することが予想される場合は、「大雨警報(浸水害、土砂災害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- ⑦ 土壌雨量指数基準値は、1km四方毎に設定しているが、本表には市町村の域内における基準値の最低値を示している。
- ⑧ 洪水の欄中、「〇〇川流域=25」は、「〇〇川流域の流域雨量指数25以上」を意味する。
- ⑨ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある場合がある。このような状態がある程度長時間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(2) その他の注意報・警報

① 地面現象警報

大雨等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、他の気象情報に含めて発表される。

② 地面現象注意報

大雨等による山崩れ、地すべり等によって被害が起こるおそれがあると予想される場合に、他の気象注意報に含めて発表される。

③ 浸水警報

浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、大雨警報の本文に

含めて発表される。

④ 浸水注意報

浸水によって被害が予想される場合に、大雨注意報の本文に含めて発表される。

(3) 山形地方气象台と山形県が共同して行う土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険性を山形県河川・砂防情報システム(砂防系)による危険指標基準と山形地方气象台の降雨指標基準(土壌雨量指数基準)の組み合わせによって判定し、危険性が非常に高まると予想される場合に、市町村による避難勧告や防災活動等の災害応急対応、住民の自主避難が適時適切に行われるよう、その対象となる市町村名を指定して発表する情報である。なお、地震や火山噴火等の不測の事態により、通常の基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、県の危険指標基準及び山形地方气象台の降雨指標基準ともに「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

2 山形地方气象台と国土交通省山形河川国道事務所が共同して発表する洪水予報、注意報及び警報に該当する条件

注意報・警報等の種類及び該当条件

洪水予報の種類	予報文の表題	該当する条件
洪水注意報	はん濫注意情報 (洪水注意報)	予報基準地点の水位が、はん濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位が上昇する恐れがある時。
洪水警報	はん濫警戒情報 (洪水警報)	予報基準地点の水位が、避難判断水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位)に達し更に上昇する恐れのある時、又は、はん濫危険水位(危険水位)を超える洪水となる恐れがある時。
洪水警報	はん濫危険情報 (洪水情報)	予報基準地点の水位が、はん濫危険水位(危険水位)に到達したとき
洪水警報	はん濫発生情報 (洪水情報)	予報区間においてははん濫を確認した時。

3 山形県が発表する水防警報

種類	内 容	発 表 基 準
待機	水防団員の足止めを行う。	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められる時。
準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位(指定水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められる時。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況等によりはん濫注意水位(警戒水位)を超え又は超える恐れがあり、なお増水が予想される時。

解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなった時。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜

予報地点となる河川の水位観測所

所管名	河川名	観測所	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険 水位 (危険水位)
県	置賜白川	小白川	2. 5 0 m	2. 8 0 m	3. 2 0 m

※ 町の水防団待機水位：2. 0 0 m (小白川観測所)

4 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

① 火災気象通報の概要

本県においては、山形地方気象台が村山、最上、置賜及び庄内を対象に、火災気象通報を行う。通報は、県危機管理課を通じて町及び消防本部に伝達される。

② 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたとき、火災気象通報を行う。

ア 実効湿度が65%以下で、最少湿度が30%以下になると予想される場合

イ 降雨雪の場合を除き、実効湿度が70%以下で、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

ウ 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。ただし、雨又は雪を伴う場合は、通報しないこともある。

(2) 火災警報

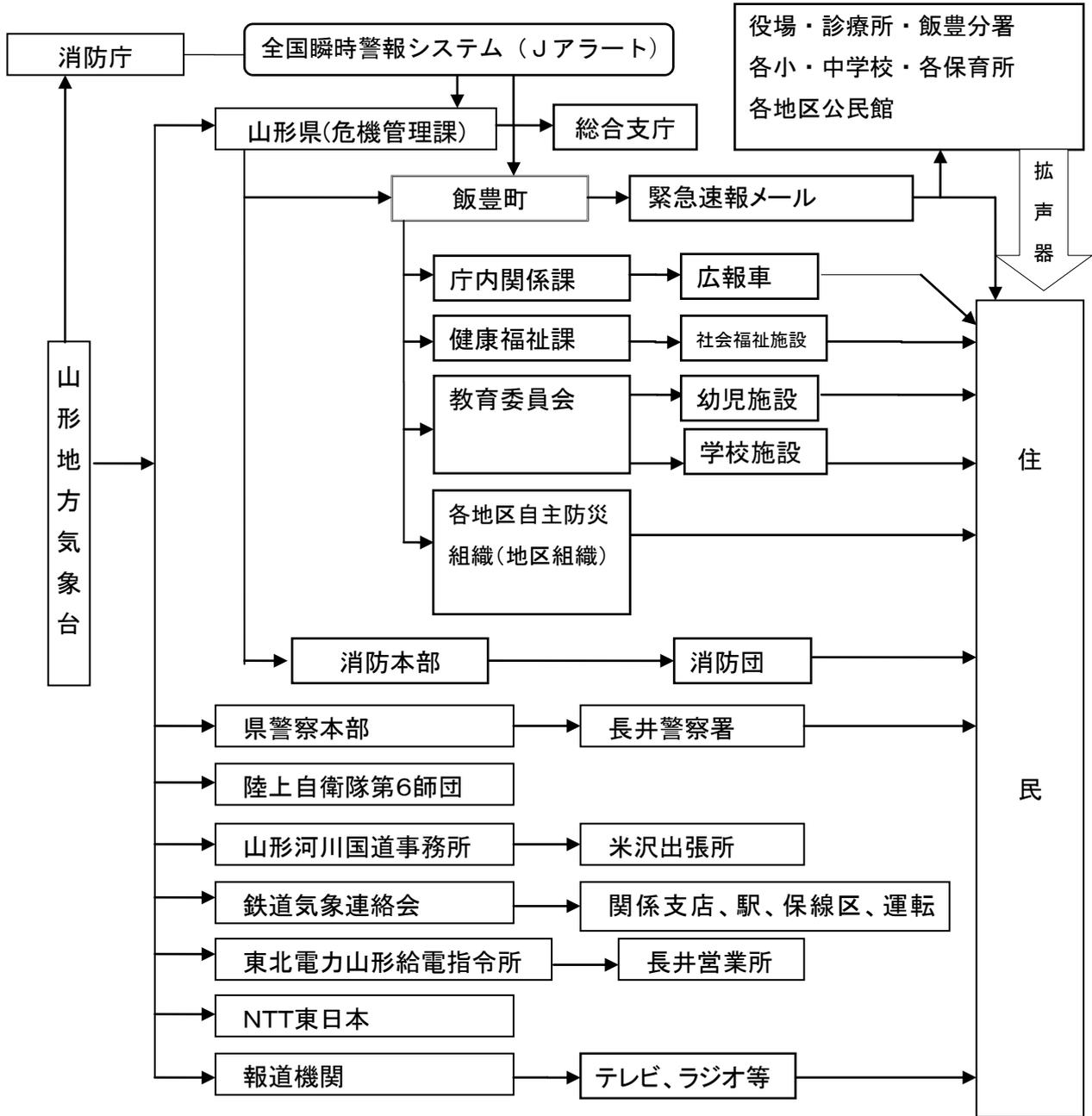
① 火災警報の概要

町長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は状況が火災の予防上危険であると認めるときは消防法第22条第3項の規定により「火災警報」を発することができる。

② 火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車及び消防自動車等により速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県危機管理課に通報するものとする。

【気象に関する情報の伝達系統図】



第 1 1 節 災害情報の収集・伝達計画

災害による災害発生時において被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策の基幹となるものであり、その後の災害対策の成否を決定することから、町及び関係機関は、相互連携の下、迅速かつ的確な情報の収集と情報の共有化に努め、関係機関への伝達と、住民への情報伝達を行う。

1 各主体の役割

(1) 町・消防本部の役割

地域や自主防災組織、消防団等の協力を得て、災害発生直後の概括的な被害情報を収集する。なお、災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報を把握した場合は、被害の「第一報」を県危機管理課へ報告する。また、収集した情報については、住民、防災関係機関に効果的に情報伝達するものとする。

(2) 県の役割

被災地の市町村及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、被害規模等の把握に努める。また、必要に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空から被災状況を調査する。

(3) 県警察本部の役割

警察署、駐在所、パトロールカー及び警察ヘリコプター等を通じて被災地の情報を収集する。

(4) 防災関係機関の役割

災害により被害が発生した場合、それぞれの機関において被災地情報を収集し、町と連絡体制を確立し、情報の共有化を図るものとする。

2 災害情報の収集・伝達

(1) 災害発生直後における情報収集・伝達

① 収集する情報の内容

災害発生直後には、次の事項を中心に情報を収集する。

区 分	主 な 内 容
地震情報	・ 地震情報の発表状況
人的被害情報	・ 死者、負傷者、行方不明者の情報 ・ 生き埋め等要救助者の情報 ・ 災害時要援護者に関する情報
危険発生状況	・ 火災の発生状況 ・ 土砂災害、河川災害の発生情報 ・ 危険物の漏えい、ガス漏れ情報

生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の被害情報 ・ ライフライン情報 ・ 道路など応急対策活動上重要な施設の被害状況
--------	--

② 情報収集の方法

ア 町災害対策本部は、災害が発生した場合、防災関係機関、自主防災組織等の協力のもと、直ちに災害情報等の収集活動を開始し、全町的な被害の状況、その他災害対策に必要な情報の収集に努めるものとする。

イ 災害情報及び被害状況の調査にあたっては、長井警察署及び関係機関と密接な連携をとることとする。

ウ 町災害対策本部本部班並びに各班は、それぞれの事務分掌に応じて、災害発生直後における上記①の災害情報を次により収集する。

(ア) 町災害対策本部本部班

- a 県、長井警察署、消防本部及びライフライン関係機関等からの電話、メール、FAX等による通報、聴取
- b 住民、自主防災組織等からの通報、聴取
- c 町災害対策本部各班からの報告
- d 職員が参集途上に収集した情報(勤務時間外の場合)
- e テレビ、ラジオ、インターネット等のモニタリング

(イ) 町災害対策本部各班

- a 所管施設の被害確認
- b 住民等からの通報
- c 職員が参集途上に収集した情報(勤務時間外の場合)

エ 町災害対策本部各部長は、それぞれの事務分掌に応じて調査した内容並びに連絡を受けた事項等について総務企画部長に報告する。

オ 町災害対策本部総務企画部長は、収集した状況及び情報等を総括して本部長に報告する。

③ 収集した被害情報等の報告責任者及び報告要領

ア 本部長は、災害情報等の統括責任者を選任するものとし、町地域防災計画に定める災害報告の責任者は総務企画部長とする。

イ 総務企画部長は、震度4以上の地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等を置賜総合支庁(総務課)に報告する。

ウ 緊急を要する場合には、県本部(危機管理課)に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括状況を報告する。

(2) 被害状況等の収集・報告

① 被害状況等の収集

被害の状況等について、町災害対策本部の各班は、それぞれ災害時の事務分掌に応じ、次表のとおり情報の収集に当たるものとする。

情報区分		収集する情報内容	
被害情報	人的被害	・被災者数、被災者の住所、氏名、年齢、性別等 ・負傷者の負傷程度及び収容先	死者・行方不明者・負傷者
	建物被害	・被災棟数及び被害の程度 ・建物の名称及び所在地 ・罹災世帯及び罹災者数	住家・非住家
			企業・事業所等
	町管理施設被害	・被災棟数及び被害の程度 ・建物の名称 ・利用者の被災状況及び避難状況	福祉施設
			教育施設
			その他施設
町管理土木施設被害	・被害箇所と被害の程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園	
農林水産施設被害	・被害箇所と被害の程度	農林水産関係	
ライフライン情報	・被害箇所と被害の程度 ・応急措置等の対応状況 ・断水状況	上・下水道関係 電気・電話関係	
公共交通機関情報	・公共交通機関の運行状況、乗客の安否、支障箇所等		
避難情報	・避難情報の発令状況 ・避難世帯数及び避難者数 ・避難所において必要な食糧及び日常生活物資等の状況		
医療救護状況	・医療機関の被害状況 ・医療資器材の需給状況 ・救護所の設置状況		
町職員被災状況	・本人、家族及び家屋等の被災状況		
その他情報	・被害箇所と被害の程度	土砂災害	
		その他	

② 収集した被害状況等の報告

ア 総務企画部長は、把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について県支部(置賜総合支庁)を通じ県本部(危機管理課)に報告する。

イ 報告は、山形県防災行政無線等を使用し、山形県災害報告取扱要領及び被害判定基準の定めによるものとする。

ウ 被害内容については、警察、消防等の関係機関と連絡調整のうえ、報告するものとする。

エ 報告の種類等については次の表のとおりとなる。

報告の種類	提出期限	様式	摘要
災害速報	即時	様式第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害(状況)が把握できないとき
災害情報	即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次	様式第2号～第13号	災害が発生したとき
災害中間報告	危機管理課が指示するとき以降順次	様式第14号	
災害確定報告	応急対策終了後10日以内		
災害年報	毎年2月15日まで	様式第15号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかにしたものとする。

3 ヘリコプター等による情報収集

町は、災害による被害が発生したとき、又は通信の途絶等により被災状況の収集が困難な場合には、県消防防災航空隊に対し速やかに被害状況の収集活動を要請する。

連絡先：山形県消防防災航空隊 TEL 0237-47-3275・3276

要請する主な調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害の発生状況
- (2) 火災の発生状況(消火活動)
- (3) 道路・橋梁被害状況
- (4) 建築物被害状況
- (5) 公共機関及び施設の被災状況
- (6) その他災害発生場所の把握

4 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合等の通報伝達に関しては、次のとおりとする。

- (1) 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町又は警察に通報するものとする。
- (2) 異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は直ちにその旨を町に通報するとともに

それぞれ警察署に通報するものとする。

- (3) 上記①、②によって異常現象を承知した町は、次の系統により必要な連絡を実施するとともに、適切な措置を講ずるものとする。



5 災害情報の伝達

町は、災害関係情報等を集約し、報道機関、防災関係機関に逐次情報を還元するものとし、住民等に対しては、「第2編第2章第12節 広報計画」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報収集伝達を実施するものとする。

- (1) ホームページ、登録制メールの活用
- (2) 広報誌、回覧板、掲示板による情報伝達
- (3) 放送・通信事業者の活用

6 自主防災組織等と連携した情報収集・伝達

町は、自主防災組織等と連携し、災害情報収集・伝達を行う。

- (1) 避難情報
- (2) 人的被害
- (3) 住民避難状況
- (4) 住家被害状況
- (5) ライフライン被害状況

第 1 2 節 広報計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 1 2 節「広報計画」を準用する。
ただし、震災対策編の「地震による」を除く。

1 広報計画フロー

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 1 2 節「1 広報計画フロー」を準用する。
ただし、震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 基本方針

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 1 2 節「2 基本方針」を準用する。

3 広報活動における各機関の役割分担

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 1 2 節「3 広報活動における各機関の役割分担」を準用する。
ただし、震災対策編の「地震津波情報」を「災害発生情報」に読み替える。

4 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 1 2 節「4 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供」を準用する。

5 災害発生後の各段階における広報

(1) 災害発生直後

町は県へ、入手した被害状況等の情報を速やかに提供する。

(2) 災害応急対策初動機

① 町の広報事項

ア 安否情報

イ 住民に対する避難勧告等

ウ 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報

エ 避難所の開設状況

② ライフライン関係機関

ア 被災による使用不能状況

イ 使用可能な設備については、使用上の注意

(3) 災害応急対策本部稼働期

① 町の広報事項

- ア 消毒、衛生及び医療救護情報
- イ 小中学校の授業再開予定
- ウ 応急仮設住宅等への入居に関する情報

② ライフライン関係機関の広報事項

- ア 復旧見込み
- イ 災害発生時の特例措置の実施状況

(4) 復旧対策期

町の広報事項

- ア 罹災証明の発行
- イ 生活再建資金の貸し付け
- ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- エ その他生活再建に関する情報

6 安否情報の提供

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第12節「6 安否情報の提供」を準用する。

7 広報活動実施上の留意点

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第12節「7 広報活動実施上の留意点」を準用する。

8 広聴活動

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第12節「8 広聴活動」を準用する。

第 1 3 節 避難計画

災害による二次災害等から地域住民の生命・身体等を保護するため、町及び防災関係機関が実施する避難活動等並びに住民の自主的な避難について定める。

1 避難勧告・指示応急対策フロー

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 1 3 節「1 避難勧告・指示応急対策フロー」を準用する。

ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生（発生のおそれあり）」に読み替える。

2 住民等の自主的な避難

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 1 3 節「2 住民等の自主的な避難」を準用する。

3 行政の避難準備情報、避難勧告又は避難指示に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

町及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難準備情報発表、避難勧告・避難指示を適切なタイミングで発令するよう留意する。

町及び放送事業者等は、伝達を受けた警報等を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、町は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

また、土砂災害防止法第 2 8 条、第 2 9 条及び第 3 1 条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示等の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に提供する。町は、その情報を基に速やかに避難指示等を実施するものとする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

① 避難準備情報発表の実施者

町長は、管轄区域内において災害が発生する恐れがあり、高齢者等避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は避難準備情報を発表し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて地元警察署長及び消防署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、避難準備情報を避難勧告に準ずる扱いとし、避難誘導等の措置を適切に実施する。

② 避難勧告等の実施者

避難勧告、避難指示は、法第 6 0 条に基づき、原則として町長が実施する。

具体的内容は、次の表のとおり。

区分	実施者	発表・発令基準	報告・通知等
避難準備情報	町長	災害が発生するおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認めるとき	・知事に報告 ・山形河川国道事務所長に報告
避難勧告	町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき (災害対策基本法第60条第1項)	・知事に報告 ・山形河川国道事務所長に報告
	県知事	当該災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき(災害対策基本法第60条第5項)	告示を要する
避難指示	町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき (災害対策基本法第60条第1項)	・知事に報告 ・山形河川国道事務所長に報告
	警察官	町長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき (災害対策基本法第61条)	町長に通知 町長は知事に報告
		重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる (警察官職務執行法第4条)	公安委員会に報告
	災害派遣を命じられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る (自衛隊法第94条)	町長に通知
	県知事	当該災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき(災害対策基本法第60条第5項)	告示を要する
	県知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき (地すべり等防止法第25条)	警察署長に通知
	県知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水のはん濫により著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(水防法第29条)	警察署長に通知

(3) 置賜白川越水氾濫

① 置賜白川越水氾濫

河川名	置賜白川	水位観測所	飯豊町小白川
対象地区	手ノ子 町下、荻		
避難準備 情報 (要配慮 者避難)	発令基準	住民の行動	
	<ul style="list-style-type: none"> 置賜白川の水位観測地点の水位が2.5mはん濫注意水位（警戒水位）に達し、更にはん乱判断水位（特別警戒水位）2.8mを上回る水位が予想される時 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、避難するために準備を開始する。 要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者は、避難所への避難を開始する。 要配慮者の避難を支援する者は、支援行動を開始する。 	
避難勧告	発令基準	住民の行動	
	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認した時 置賜白川の水位観測地点の水位が2.8m避難判断水位（特別警戒水位）に達し、更にはん濫避危険水位（危険水位）3.2mを上回る水位が予想される時 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動のできる者は、避難所への避難行動を開始する。 	
避難指示	発令基準	住民の行動	
	<ul style="list-style-type: none"> 破堤を確認 河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 災害が発生した時 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で、避難中の住民は直ちに避難行動を完了する。 まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移る。避難所に避難するいとまがない時は、安全な2階に避難するなどの生命を守る最低限度の行動を取る。 	

② 萩生川破堤・越水氾濫

萩生川には、水位観測所が無いため、避難勧告等の発令基準は、置賜白川の飯豊町小白川水位観測所の水位を参考とする。ただし、より安全が確保されるであろう判断や基準は妨げない。

河川名	萩生川	
対象地区	左岸：萩生 町上、中ノ目南 黒沢 叶内、二本松、五反田、高柳 右岸：黒沢 谷地田、吉長、旭	
避難準備情報 (要配慮者避難)	発令基準	住民の行動
	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位（特別警戒水位）を上回る水位が予想される時 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、避難するために準備を開始する。 要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者は、避難所への避難を開始する。 要配慮者の避難を支援する者は、支援行動を開始する。
避難勧告	発令基準	住民の行動
	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認した時 はん濫危険水位（危険水位）に達すると見込まれる時 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動のできる者は、避難所への避難行動を開始する。
避難指示	発令基準	住民の行動
	<ul style="list-style-type: none"> 破堤を確認 河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 災害が発生した時 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で、避難中の住民は直ちに避難行動を完了する。 まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移る。避難所に避難するいとまがない時は、安全な2階に避難するなどの生命を守る最低限度の行動を取る。

(4) 土砂災害に対する避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断し発令する。また、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時の土砂災害警戒情報は、町長が避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の判断となるため、山形県と山形地方気象台が共同で警戒対象地域等(市町村名)を発表等、常に情報の収集に努め、避難勧告等が遅れることのないよう適切に発令する。

避難勧告等の発令対象地区の設定については、危険箇所を含む部落・自治会の単位自治組織を原則とする。

発令情報	発令基準
避難準備情報 (要援護者避難)	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>4：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
避難勧告	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。</p> <p>1：土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
避難指示	<p>1～5のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合</p> <p>2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3：土砂災害が発生した場合</p> <p>4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</p>

(5) 住民等への伝達と避難の実施

避難情報の発令は、次の事項を明示して行う。

避難対象地域 ・ 避難先 ・ 避難路 ・ 避難理由 ・ 避難時の注意事項

(6) 避難情報の周知

町は、避難情報を発令した場合は、次に掲げる方法により住民等に対し情報の周知を図るものとする。

① 各自主防災組織への連絡による周知

町長は、自主防災組織へ電話等にて連絡し、避難情報を周知するものとする。

② 緊急速報メールの配信による周知

町長は、携帯電話事業者の緊急速報メール配信により、町域に対し避難情報の周知を図るものとする。

③ 広報車・巡回車等による周知

町長は、消防本部等と協力して広報車あるいは巡回車を速やかに現地に配置し、住民への周知の徹底を図るものとする。なお、観光客等の滞留者についても同様の措置を講ずるものとする。

④ 放送等による周知

上記①から③の方法をもってしても万全を期し難い場合、または、これらの方法よりもラジオ・テレビ放送による周知の方が効果的である時、町長は、知事に対して放送を要請し、知事は関係放送機関に連絡してラジオ・テレビによる放送を要請する。

⑤ 避難行動要支援者に対する伝達

町は、避難行動要支援者への勧告又は指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達するものとする。

(7) 避難の勧告又は指示を実施した場合の報告

① 知事への報告

町長は、避難の勧告又は指示を発令したときは速やかにその旨を知事に報告する。また、警察が単独で避難の指示を実施したときは、町長はその旨の通知を受け、速やかに知事に報告する。

② 長井警察署への連絡等

避難の勧告又は指示は、長井警察署と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

4 避難の誘導

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「4 避難の誘導」を準用する。

5 学校等における避難

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「5 学校等における避難」を準用する。

6 医療機関等における避難

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「6 医療機関等における避難」を準用する。

7 警戒区域への立ち入り制限、禁止及び区域外への退去命令

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「2 警戒区域への立ち入り制限、禁止及び区域外への退去命令」を準用する。

8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「2 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」を準用する。

第 1 4 節 避難所の運営計画

災害発生時において、迅速な避難所開設を行うため、町、施設管理者、地域住民等により可能な限り早期に避難所を開設し、避難者を受け入れるとともに、避難所の的確かつ円滑な運営に努める。

1 避難所運営計画フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第14節「1 避難所運営計画フロー」を準用する。

2 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

町は、住民に避難準備情報を発表した場合、もしくは避難勧告、避難指示を発令した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を避難所に派遣し、円滑な運営に努める。

また、災害の状況に応じ、民間施設等の借り上げによる多様な避難場所の確保を図る。

なお、災害救助法が適用された場合の開放時間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は、厚生労働大臣の同意を得たうえで期間を定める。）をとる必要がある。

(2) 避難初期に必要な措置

① 避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

② 避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難者地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

③ 物資等の調達

町は避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要な最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

ア 食料品

イ 毛布

ウ 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）

エ 医療品

オ 生理用品

- カ 暖房器具、カイロ（冬季の場合）
- キ 簡易トイレ（トイレトペーパー）
- ク 飲料水
- ケ 燃料

④ 通信手段の確保

町は、避難所と役場庁舎との通信手段を確保する。

(3) 開設に関する周知及び報告

町は、速やかに長井警察署及び消防本部に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 開設箇所数及び避難所の名称
- ③ 避難者数

3 避難所の運営管理

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第14節「3 避難所の運営管理」を準用する。

4 避難後の状況の変化に応じた措置

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第14節「4 避難後の状況の変化に応じた措置」を準用する。

5 避難所運営に係る留意点

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「5 避難所運営に係る留意点」を準用する。

第15節 救助・救急計画

大規模な災害による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、県、県警察及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることを留意する。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第15節「救助・救急計画」を準用する。

第 1 6 節 消火活動計画

災害発生時の火災による被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、住民、自主防災組織及び消防機関等が自身の安全を十分確保しながら、実施する消防活動について定める。

1 消火活動計画フロー

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 1 6 節「1 消火活動計画フロー」を準用する。

2 初期消火活動

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、速やかに消防機関へ通報するとともに、次により消火に努める。

- ① 消防本部へ速やかに通報(電話、駆け込み)するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。
- ② ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

3 火災防ぎょ活動

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 1 6 節「3 火災防ぎょ活動」を準用する。ただし、震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

4 広域応援要請

火災の多発や延焼の危険性の増大等により、自らの消防力のみでは火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、町長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。また、被災地以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

町長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認めるときは、「山形県広域消防相互応援協定」、「緊急消防援助隊運用要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づき、知事又は市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

知事は、本部長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

知事又は本部長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

- ① 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- ② 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ③ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

第 1 7 節 医療救護計画

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々状況下における最大限の医療を提供するために町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

- ※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 1 7 節「医療救護計画」を準用する。
ただし、震災対策編の「1 医療救護計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第 1 8 節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

大規模な地震による建物の倒壊や火災等により発生する多数の死者について、その遺体の捜索、処理及び埋葬するため、主として町が実施する災害応急対策について定める。

- ※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 1 8 節「遺体の捜索・処理・埋葬計画」を準用する。ただし、震災対策編の「1 遺体の捜索・処理・埋葬計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第 1 9 節 輸送計画

災害時における救急・救助、医療救護、消火活動等の応急活動及び災害応急復旧に要する資機材、物資、人員並びに被災者に対する水、食料及び生活物資等の供給等を迅速かつ効果的に展開するための対策について定める。

- ※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 1 9 節「輸送計画」を準用する。
ただし、震災対策編の「1 輸送計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第 2 0 節 道路交通計画

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員や使用する資機材、被災者に対する生活物資等の迅速かつ効率的な輸送を確保するため、必要に応じ交通規制を実施するなど道路交通の確保に努める。

- ※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 0 節「道路交通計画」を準用する。

第 2 1 節 土砂災害防止施設応急計画

治山、砂防等の管理者は、地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 地盤災害防止施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 2 節「1 地盤災害防止施設災害応急計画フロー」を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、当該施設が被災し又は被災する恐れがある場合は、防災関係者と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

また、防災上緊急を要する場合は、これらの情報を関係機関に速やかに提供するとともに、応急措置及び二次災害防止対策等に係る専門的な助言及び指導に努める。

3 住民の安全確保

施設管理者は、施設の被災により被害を及ぼすおそれがある場合は、管理する施設又は所有者への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和 33 年法第 30 号）第 25 条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

4 被害拡大防止措置

各施設の管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、施設の機能回復に努めるものとする。

(1) 二次災害の予防

災害発生後は、それまでの降雨状況等により崖崩れや地滑り等が発生しやすくなっているため、特に大雨注意報や警報に注意して応急対策を進めるものとする。

① 危険箇所の応急対策

各施設の管理者は、災害に伴って更なる地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難を勧告するとともに、必要な応急対策を実施する。

② 監視の継続

災害直後のみならず、発生以後に新たな土砂崩壊が発生することもあるため、各施設の管理者は関係機関と連携して、災害発生後の監視を一定期間継続するほか、住民注意を呼びかけるとともに、避難場所や避難経路等の周知徹底するものとする。

(2) 施設の応急措置

① 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

② 地すべり防止施設

災害により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して、地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。

③ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。

④ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

5 応急復旧

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第2節「5 応急復旧」を準用する。

第 2 2 節 河川施設災害応急計画

河川等の管理者は、震災時は施設の損壊箇所の機能回復を図るための応急体制をとるとともに、関係機関の緊密な連携の下、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 河川施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 3 節「1 河川施設災害応急計画フロー」を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 被災状況調査

施設管理者は、大雨や洪水等が発生した場合、必要に応じ民間協定業者と連携し、巡回等を実施し管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所の緊急点検を実施する。

3 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又はその後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有者への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入り禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

4 被害の拡大防止措置

施設の管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合は、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間協定業者等と密接な連携のもと、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

① 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し、適切な応急措置を実施する。

② 低標高地域での浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

③ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

④ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期するために必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺の施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

⑤ 危険物、油流出等の事故対策

災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民に周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

⑥ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

5 応急復旧

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第24節「5 応急復旧」を準用する。

第 2 3 節 農地・農業用施設災害応急計画

震災時には、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想されることから、施設の管理者は、地震により被災した施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 農地・農業用施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 4 節「1 農地・農業用施設の応急計画フロー」を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 施設の緊急点検

施設管理者は、最大風速15m/秒以上の暴風又は24時間雨量80mm、時間雨量20mm以上の降雨等を観測した場合、速やかにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、町、警察及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

3 被災状況の把握

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 4 節「3 被災状況の把握」を準用する。

4 応急対策の実施

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 4 節「4 応急対策及び応急復旧対策の実施」を準用する。

第 2 4 節 電力供給施設災害応急計画

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について協力するものとする。

1 電力供給施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 5 節「1 電力供給施設災害応急計画フロー」を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

東北電力株式会社は、災害が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

① 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は、速やかに出動する。

② 山形支店のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。更に被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、知事に対して、自衛隊法第 8 3 条第 1 項に基づく自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 被災状況の把握及び広報

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 5 節「3 被災状況の把握及び広報」を準用する。

4 応急対策

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 5 節「4 応急対策」を準用する。

5 復旧対策

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 5 節「5 復旧対策」を準用する。

第 2 5 節 ガス供給施設災害応急計画

ガスの漏えいによる二次災害を防止し、早期に復旧するために、ガス供給事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策について協力するものとする。

1 ガス施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 6 節「1 液化石油ガス供給施設災害応急計画フロー」を準用する。

ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 6 節「2 液化石油ガス供給施設における災害応急計画」を準用する。

第 2 6 節 電気通信施設災害応急計画

災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために、町は、電気通信事業者（NTT 東日本山形支店）が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。

1 電気通信施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 7 節「1 電気通信施設災害応急計画フロー」を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 応急対策

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 7 節「2 応急対策」を準用する。

3 復旧計画

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 7 節「3 復旧計画」を準用する。

第 2 7 節 下水道施設災害応急計画

1 下水道施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 8 節「1 下水道施設災害応急計画フロー」を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「風水害」に読み替える。

2 活動体制の確立

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 8 節「2 活動体制の確立」を準用する。ただし、震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

3 被災状況の把握及び広報

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 8 節「3 被災状況の把握及び広報」を準用する。ただし、震災対策編の「地震」を「浸水」に読み替える。

4 応急対策

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 8 節「4 応急対策」を準用する。

5 復旧対策

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 2 8 節「5 復旧対策」を準用する。ただし、震災対策編の「地震」を「浸水」に読み替える。

第 28 節 危険物等施設災害応急計画

危険物施設等において事故が発生した場合又は災害により危険物等施設が被災した場合、二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

1 危険物等施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 29 節「1 危険物等施設災害応急計画フロー」を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「風水害」に読み替える。

2 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設における共通する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、消防、警察、関係機関並びに隣接事業所に対し、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ、町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

① 施設所有者等

ア 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行うものとする。

イ 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

ウ 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び警察等に連絡する。

② 町

ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立ち入り禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難の勧告又は指示を行う。

イ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

3 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 火薬類

① 消費場所における応急措置

消費事業者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収し廃棄するものとする。

② 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に災害による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じ高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

① 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させるものとする。

② 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

③ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏れ出した場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射線同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大防止するため、放射線施設等の管路者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

① 施設の破壊により放射線の露出、流出等が発生し又はその発生のおそれがある場合は、被害拡大防止に努めるとともに、消防、警察、町及び県関係機関や文部科学省に通報する。

② 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。

- ③ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕があるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨の看板を表示するとともに、見張り人を置いて関係者以外の立ち入りを禁止する。

4 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

- (1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、消防本部、警察署、河川管理者等関係機関に通報又は連絡するものとする。
- (2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
 - ① 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - ② オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。
 - ③ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。
- (3) 飲料水汚染の可能性がある場合は、河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずるものとする。
- (4) 河川管理者等関係機関は、水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質が河川等の公共用水域に流出若しくは地下に浸透又は大気中に放出された場合は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

第 2 9 節 農林業災害応急計画

災害による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜被害、飼養施設の損壊等に対応するため、町が実施する災害応急対策について定める。

- ※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 3 0 節「農林業災害応急計画」を準用する。ただし、震災対策編の「1 農林業災害応急計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第 3 0 節 食料供給計画

災害により食料を確保することが困難となった場合において実施する災害応急対策について定める。

- ※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 3 1 節「食料供給計画」を準用する。ただし、震災対策編の「1 食料供給計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第 3 1 節 給水・上水道施設応急対策計画

災害による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、水道事業者が実施する災害応急対策について定める。

- ※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 3 2 節「給水・上水道施設応急対策計画」を準用する。ただし、震災対策編の「1 食料供給計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第 3 2 節 生活必需品等物資供給計画

災害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障をきたし又は支障を生ずるおそれがある場合において、町が生活必需品等の物資を確保し、供給を行うための対策について定める。

- ※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 3 3 節「生活必需品等物資供給計画」を準用する。ただし、震災対策編の「1 生活必需品等物資供給計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第 3 3 節 保健衛生計画

災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つため、町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

- ※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 3 4 節「保健衛生計画」を準用する。
ただし、震災対策編の「1 保健衛生計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第 3 4 節 廃棄物処理計画

災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及び尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、町が実施する廃棄物処理対策について定める。

- ※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 3 5 節「廃棄物処理計画」を準用する。
ただし、震災対策編の「1 廃棄物処理計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第 3 5 節 義援金の受入れ・配分計画

大規模な災害の被災者に寄せられる義援金品を円滑かつ適正に受け入れ、また配分するために実施する対策について定める。

- ※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 3 6 節「義援金の受入・配分計画」を準用する。

第 3 6 節 義援物資の受入れ・配分計画

大規模な災害の被災者に寄せられる義援物資を円滑かつ適正に受け入れ、また配分するために実施する対策について定める。

- ※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 3 7 節「義援物資の受入・配分計画」を準用する。

第 3 7 節 文教施設における災害応急計画

災害発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るため実施する災害応急対策について定める。

1 文教施設における災害応急計画フロー

※ 本節については、第 2 編震災対策編第 2 章第 3 8 節「1 文教施設災害応急計画フロー」を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「風水害」に読み替える。

2 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童・生徒等の安全確保

① 災害発生前の事前措置

ア 気象情報等により風水害等の発生が予想される場合の措置

教育委員会及び校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童・生徒等を保護者の元に帰す。

下校措置にあたっては、中学生以上の生徒については集団下校、幼稚園児・小学生については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細にきめておく。

なお、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

イ 校外活動中における風水害等の発生が予想される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡を取り、児童・生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒等の安全を確保したうえ本校に連絡し、校長と協議して関係機関に協力を要請するなどの対応を行う。

② 災害発生時の措置

ア 在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長及び学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危険管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ 下校及び休校の措置

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒を速やかに下校させる。幼稚園、小中学校については、できる限り緊急連絡先に連絡を取り、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全を確保される学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、児童・生徒等の自宅に連絡を取るなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒及び職員の負傷状況並びに施設、設備の被害状況を調査し、次の連絡経路により速やかに報告するものとする。



(3) 応急教育の実施

① 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずるものとする。

ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

イ 校区の通学路や交通手段等の確保

ウ 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用され、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

② 教育委員会等は、被災状況により次の措置を講ずるものとする。

ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

例： 公民館、体育館等、応急仮設校舎の建設

イ 授業料の免除や奨学金制度の活用

ウ 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用

エ 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- a 複式授業の実施
- b 昼夜二部授業の実施
- c 県及び市町村等に対する人的支援の要請
- d 非常勤講師又は臨時講師の発令
- e 教育委員会事務局職員等の派遣

③ 災害救助法に基づく措置

町は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

ア 学用品給与の対象者

住家の全壊(全焼)、半壊(半焼)、流出又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)により学用品等を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校等の生徒

イ 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品(運動着等)

ウ 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書(教材を含む)は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する。

エ 学用品給与の方法

教育委員会は、校長と密接な連携を図り、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象児童・生徒に支給するものとする。また、保護者から受領書を徴するものとする。

④ 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関や関係機関との連携を図るものとする。

3 学校以外の文教施設の応急対策

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第38節「3 学校以外の文教施設の応急対策」を準用する。ただし、震災対策編の「応急危険度判定等」を除く。

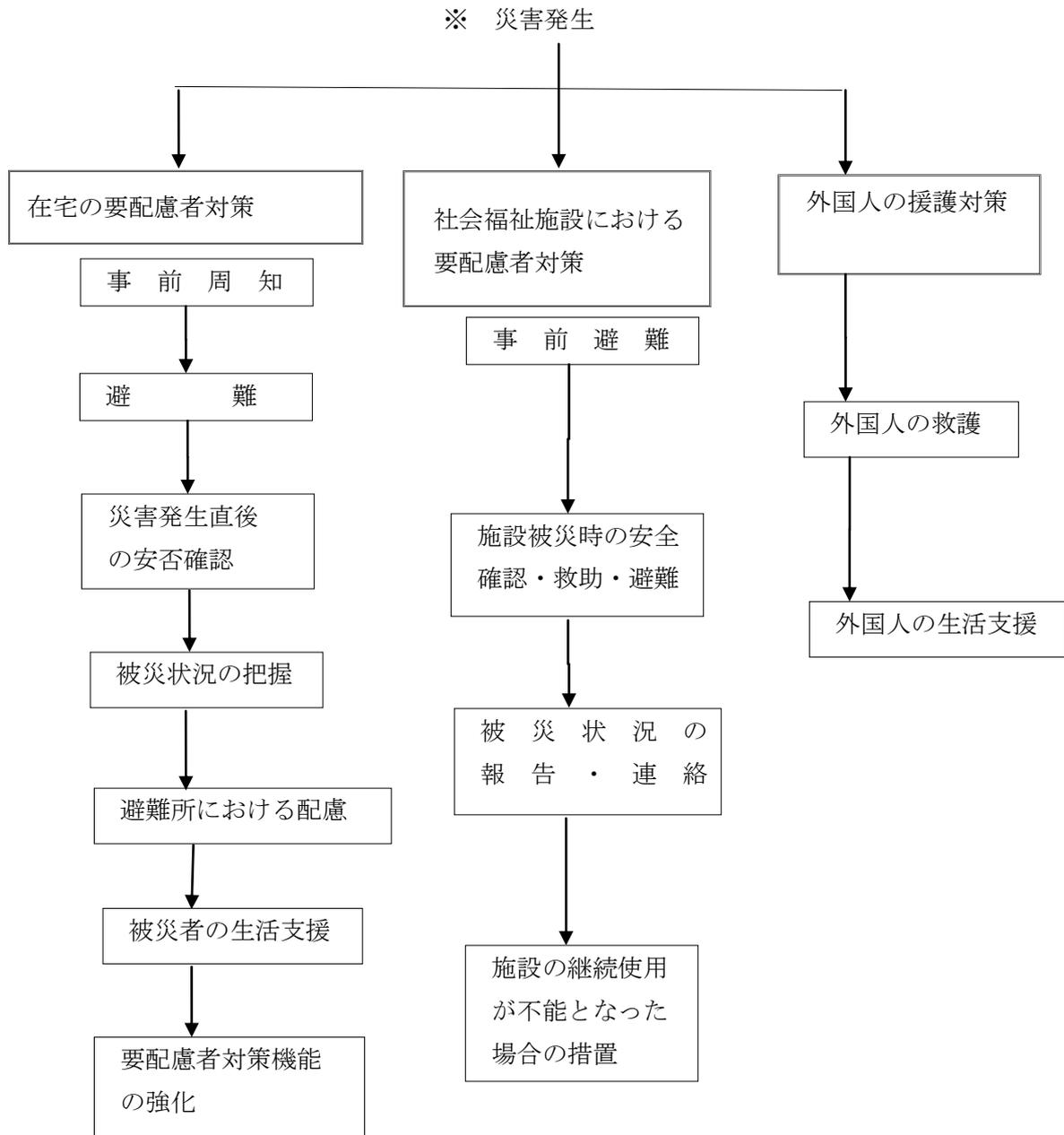
4 文化財の応急対策

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第38節「4 文化財応急対策」を準用する。ただし、震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

第38節 要配慮者の応急対策計画

災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るため、町及び社会福祉施設等の管理者が地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める

1 要配慮者の応急対策計画フロー



2 在宅の要配慮者対策

(1) 風水害等が発生するおそれがある場合の対応

町は、風水害等が発生するおそれがあるときは、避難準備情報（避難行動要支援者避難情報）を発表し、町が定めた避難行動要支援者プラン等に基づき、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

(2) 避難誘導等

町は、災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難誘導等が避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)等に基づき、適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。

また、自治組織、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(3) 災害発生直後の安否確認

町は、近隣住民、自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

(4) 被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に地域包括支援センター職員や保健師、ホームヘルパー等を派遣し、次の事項を把握するものとする。

- ① 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- ② 家族(介護者)の有無及びその被災状況
- ③ 介護の必要性
- ④ 施設入所の必要性
- ⑤ 日常生活用具(品)の状況
- ⑥ 常時服用している医薬品等の状況
- ⑦ その他避難生活環境等

(5) 避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。又、町は、可能な限り福祉避難所を設置し、要配慮者を避難させる。

(6) 被災後の生活支援

① 社会福祉施設等への緊急入所

町は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講ずる。

町内の施設で対応できない場合は、町は近隣市町に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を依頼する。

② 相談体制の整備

町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手

話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

③ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師、ホームヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努めるものとする。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 事前避難

- ① 施設長は、町等から避難勧告・指示があった場合又は入(通)所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。
- ② 施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難場所(屋内、屋外、避難所等)を選択し、避難の誘導を行う。
- ③ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

- ① 施設が被災した場合、施設長は直ちに自衛消防隊を編成して入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。
- ② 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急対策を実施するとともに、消防本部へ救助を要請する。
- ③ 施設の被災により入(通)所者の避難が必要となった場合は、上記(1)に準じ避難を実施する。

(3) 被害状況の報告及び連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を町に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設を斡旋する。

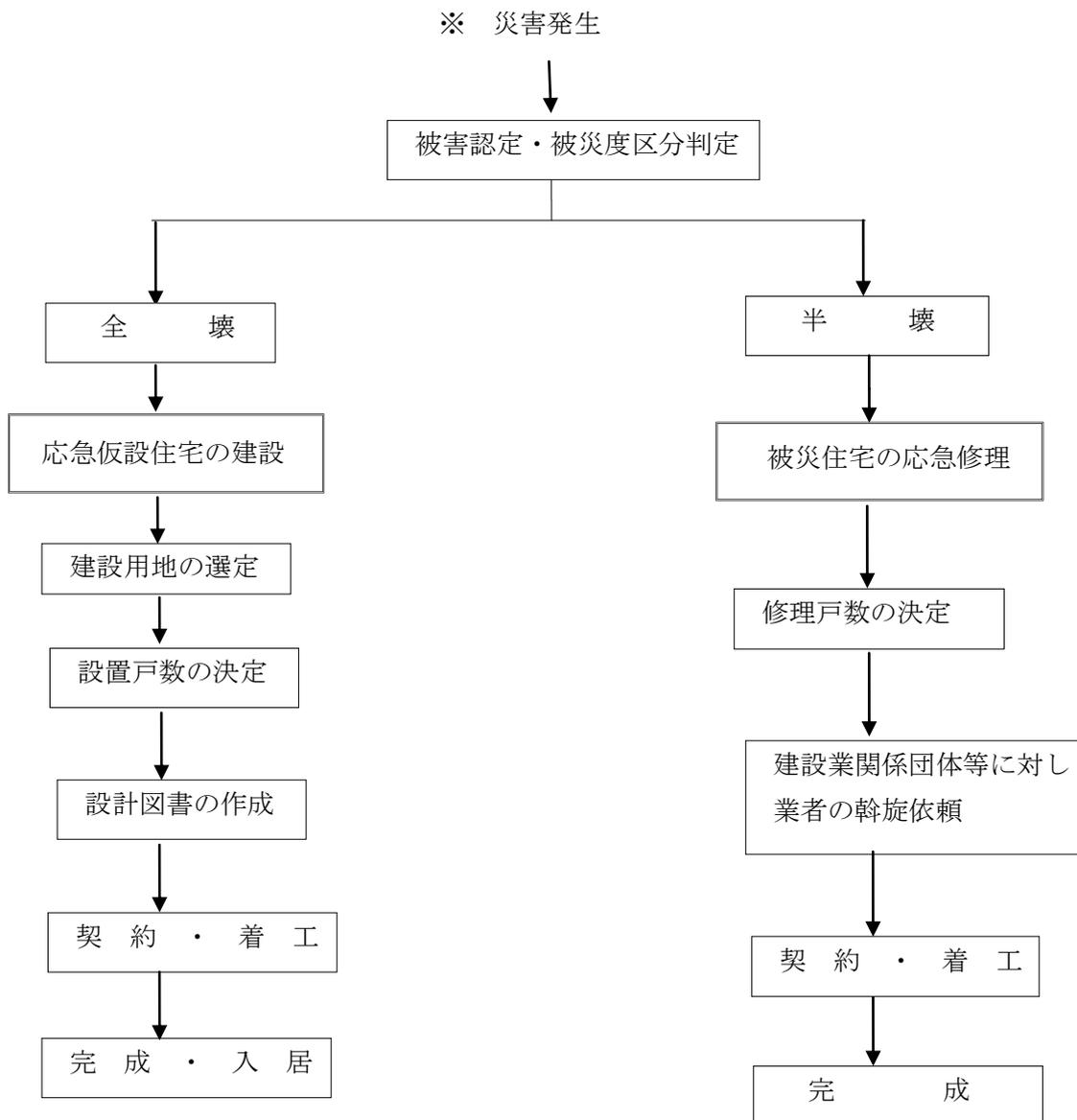
4 外国人の援護対策

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第39節「4 外国人の援護対策」を準用する。

第 3 9 節 応急住宅対策計画

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者に対する応急仮設住宅の建設、損壊住家の応急修理、公営住宅の活用等の住宅対策について定める。

1 応急住宅対策計画フロー



2 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

町は、災害により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要の下記事項について、早急に調査を実施する。

- ① 被害状況
- ② 避難場所の状況
- ③ 被災住宅に関する緊急対応状況（予定を含む。）
- ④ 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- ⑤ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- ⑥ 住宅に関する県への要望事項
- ⑦ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

町は、住家が消失した被災者に対する当面の仮設住宅として、町営住宅及び宿泊施設等を使用させることの可否について、関係機関に対して調査を実施する。

3 応急仮設住宅の確保

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第40節「3 応急仮設住宅の確保」を準用する。

4 被災住宅の応急修理

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第40節「4 被災住宅の応急修理」を準用する。

5 住宅建設資材等の確保

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第40節「5 住宅建設資材等の確保」を準用する。

6 建物関係障害物の除去

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第40節「6 建物関係障害物の除去」を準用する。

第40節 災害救助法の適用に関する計画

一定規模以上の災害が発生し、災害救助法が適用された場合の救助の種類、基準等について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第41節「災害救助法の適用に関する計画」を準用する。

第3編

風水害対策編

第3章 災害復旧・復興計画

第 1 節 民生安定化計画

災害により被害を受けた住民の自主復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため町は防災関係機関の協力のもと実施する生活再建支援対策について定める。

※ 本節については、第 3 編震災対策編第 3 章第 1 節「民生安定化計画」を準用する。

第 2 節 金融支援計画

災害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため実施する金融支援対策について定める。

※ 本節については、第 3 編震災対策編第 3 章第 2 節「金融支援計画」を準用する。

第 3 節 公共施設等災害復旧計画

災害により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

※ 本節については、第 3 編震災対策編第 3 章第 3 節「公共施設等災害普及計画」を準用する。

第 4 節 災害復興計画

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町が、住民、民間事業者及び施設管理者と連携して実施する災害復興対策について定める。

※ 本節については、第 3 編震災対策編第 3 章第 4 節「災害復興計画」を準用する。

